平成 28 年 1 月 15 日発行第 469 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

1
2016

No.469

ダイヤモンド男体山（日光市湯ノ湖）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2016年
1月号
No. 469

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 平成２８年会長年頭所感
3 新年知事挨拶
4 新年挨拶（栃木県議会議長、栃木県市長会会長、栃木県行政書士政治連盟会長）
6 年男年女のみなさん
9 栃木県行政書士会
〇平成２７年度第３回理事会開催
１１ 〇風俗営業許可研修会開催
１２ 〇栃木県土砂条例研修会開催〇自動車登録・車庫証明研修会開催
１３ おじゃましま～す！
１４ 支局かわら版（芳賀）
１５ 支局情報（宇都宮、那須、鹿沼）
１６ 木もれび
１７ 栃木県行政書士会カレンダー（２月）
１８ 日行連だより、行政書士手帳販売のお知らせ
１９ 業務連絡
２０ 政連だより（平成２７年度第３回幹事会開催）、交差点
２１ 研修会のお知らせ
２５ 財務経理部からのお知らせ、申請取次行政書士の動向
２６ 会員の動き、制度推進部からのお知らせ

今月の表紙

「ダイヤモンド男体山」

撮影地：日光市湯ノ湖

撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

平成２８年　会長年頭所感

栃木県行政書士会

会長　横山　眞

新年おめでとうございます。

会の事業運営に対する皆様のご協力に感謝申し上げます。

昨年は、「特定行政書士」が誕生した年でした。これにより、行政書士が社会的に進出することができる機会が増えるものと推察されます。

私たち行政書士は、もっともっと地域社会に進出し、その存在を知ってもらわなければなりません。「特定行政書士」の誕生は、それに寄与し、行政書士制度を確立してゆくためにも意義あるものと考えられます。このことと考え合わせ、私たち行政書士は、何を目指せばよいのかを改めて次のように考えてみました。

「地域社会の中で信頼され、存在感のある行政書士であること」

このような目標は、ことさら新しいことではなく、これまでの会の事業運営の根幹にある目標でもあったのです。しかし、なかなか実現できない目標でもあります。

私たちの仕事は、当然、その依頼者のためを考えて行われます。しかし、それだけではなく、私たちは社会の一員として、常に、社会に役立つこととは何かを考えて仕事をする。そうすれば自分も良くなる。行政書士としてこのように仕事ができれば、地域社会の中で信頼され、存在感のある行政書士に一歩近づくことができるのではないでしょうか。

勿論、そうなるためには私たち一人ひとりが、行政書士として見識を深め、努力しなくてはなりません。だが、個人の努力だけでできないこともあります。行政書士会がしなくてはならないことがあります。では、そのために会は何をしなくてはならないのか。三つ掲げておきます。

１、講演会、研修会の充実

２、社会貢献活動

３、行政書士の仕事を広く理解してもらうための広報活動

どの事業をとってみても、皆様のご協力なくしては、成り立ちません。

今後とも会員諸賢の会の事業に対する積極的な関与をお願いいたします。

平成２８年　新年知事挨拶　　栃木県知事　福田富一

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。

私は、就任以来、県民中心、市町村重視の県政を進めて参りました。引き続き、現場主義を徹底し、前例にとらわれることなく、新たな視点や柔軟な発想を持って、県政の推進に努めて参ります。

昨年は、数十年に一度という記録的な豪雨となった平成27年９月関東・東北豪雨により、尊い人命が失われたほか、住宅をはじめ、河川・道路等の公共施設、農作物等に多大な被害が発生しました。引き続き一日も早い被災地の復旧に全力で取り組むとともに、今回の災害の教訓を今後の防災・減災対策に生かし、災害に強いとちぎづくりを進めて参ります。

さて、現在、我が国は急速な少子高齢化の進行と人口減少という、かつて経験したことのない大きな課題に直面しており、国と地方が一体となって、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり地域の活力を維持していくため、中長期的な視点に立ちながら実効性のある取組を進めていくことが急務となっています。

このため、県では、まち・ひと・しごと創生に向け、昨年１０月に「とちぎ創生１５（いちご）戦略」を策定いたしました。「とちぎに安定したしごとをつくる」、「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる」など４つの基本目標を設定し、目標達成に向けた１５の戦略により、とちぎの未来創生に果敢にチャレンジして参ります。

また、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に続く、平成２８年度から５年間の県政の基本指針となる「とちぎ元気発信プラン（仮称）」の策定を進めております。プランに掲げる本県の目指す将来像「人も地域も真に輝く　魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、「次代を拓く人づくり戦略」など５つの重点戦略により、女性の活躍推進や産業の振興など、とちぎを元気にする取組を積極的に推進していくこととしております。

さらに、プランでは、とちぎブランドの確立に向け、「ベリー　グッド　ローカル　とちぎ」をキャッチフレーズとして新たに掲げ、本県の魅力・実力に更なる磨きをかけ、オール栃木体制で国内外にとちぎの元気を発信して参りたいと考えております。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。開催等に伴う様々な波及効果を本県の活性化に結び付けていくため、「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」を策定いたしました。大会の２年後に本県で開催する国民体育大会・全国障害者スポーツ大会も視野に入れながら、キャンプ地誘致はもとより、文化・芸術の振興や観光誘客など、戦略的な取組を展開して参ります。

本年は、新たなプラン等をスタートさせる重要な年であります。私は、栃木県行政書士会の皆様とともに、誰もが未来に希望を抱き、ふるさとに誇りを持てるとちぎづくりに全力を傾注する決意でありますので、より一層の御理解と御支援をお願いいたします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が栃木県行政書士会の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

平成２８年１月

栃木県知事　福　田　富　一

新春のごあいさつ　　栃木県議会議長　岩崎　信

新年おめでとうございます。

会員の皆様には希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様御承知のとおり、栃木県議会は昨年４月の改選により新たな体制でスタートしました。県民の皆様の信託を受けて今ここにあることを議員それぞれが強く自覚する中、私は、身の引き締まる思いで第１０２代議長に就任し、中立公正、円滑、そして活発な議会運営に努めて参りました。お陰をもちまして、その重責を果たしながら新春を迎えることができましたのも、皆様方の温かい御支援、御協力の賜と心から感謝申し上げます。

さて、我が国は、高齢化・人口減少の急速な進行、社会経済の一層のグローバル化など、これまで経験したことのない局面を迎えており、こうした厳しい状況下にあって、活力ある社会を維持し地方創生の実現を図るためには、国と地方が協力し合い、全力を挙げて立ち向かっていかねばなりません。

本県におきましては、現在直面する課題を真正面から受け止め、昨年、まち・ひと・しごと創生のための総合戦略「とちぎ創生１５（いちご）戦略」を策定いたしました。更には、今後の県政の基本指針となる「次期プラン」の策定が進められております。

県議会といたしましては、県民誰もが夢や希望を持って安心して暮らせるとちぎの明るい未来の道筋となるよう、県執行部に対し提言を行って参りました。

立場は違っても、とちぎのより良き未来を創りたいという思いは同じです。昨年は戦後７０年という節目の年でしたが、先人たちが未来を信じて焼け野原から今日の日本を築き上げたように、どんな困難な中にあってもそれぞれの立場から力を合わせることが何より大切です。私たち県議会も、二元代表制の一翼を担うものとして、引き続き力の限りを尽くす所存であります。

皆様方におかれましては、社会情勢の複雑高度化に伴い、より高度な知識や複雑な手続きを要する場面も多くなって参りますが、行政運営の円滑化や県民の生活向上のため、今後とも「行政手続きの専門家」・「街の法律家」として御尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

新　春　挨　拶　　栃木県市長会会長　佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

２０１６年の年頭にあたり，県内市長を代表いたしまして，ごあいさつを申し上げます。

昨年９月に発生いたしました「関東・東北豪雨」は，栃木県で６市２町が災害救助法の適用を受けるなど，各地に甚大な被害をもたらしました。

近年は，これまでに経験したことが無い集中豪雨や竜巻などの自然災害が多発しております。このような災害による被害を最小限にとどめるため，各自治体では，これまで以上に災害に強いまちづくりを推進するとともに，災害発生が予測される際の住民に対する正確かつ迅速な情報の発信など，的確な対応が求められております。

また，災害発生時には，自治体間の相互支援が重要でありますことから，栃木県市長会といたしましては，１４市の相互連携をさらに強化することにより，住民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に努めてまいります。

結びに，栃木県行政書士会の皆様におかれましては，行政手続の専門家として，また，地域住民と行政のパイプ役として，今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに，貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ，新年のあいさつといたします。

新年のごあいさつ　　日本行政書士会政治連盟　栃木会会長　青木勇夫

連盟員の皆様、新年おめでとうございます。

新しい年をお迎えになり、本年も増々ご精進なされますことをお祈り申し上げます。

また、昨年中は連盟運営にご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、私として「本年の本連盟の目標は」と問われれば、先ず連盟は書士会と常に共同歩調を取ることは勿論、政治連盟加入率のアップでございます。昨年の４月１日現在では、会員総数８３５人中７０８人が政連に加入していただき、加入率は８４．７％と高率でありましたが、１１月３０日現在では会員総数８４５人中７００人の加入で８２．８％の数値で１．９％ダウンでありました。昨秋送付された季刊誌「日政連」１０月号に「政治連盟入会のお勧め」の欄があります。その中でも、「政連で得た業務の拡大・確保等の果実は書士会会員が等しく享受するものであるからご理解を賜りたい」との記事がありました。ついては、栃木会に於いても趣旨をご理解のもとお一人でも多く入会していただければ有難いことでございます。

そして、本年は選挙もたくさん行われる年でもあります。私達の会の名誉会長でもある福田富一知事の栃木県知事選挙。先頃行った「知事を囲む会」においては、参加者全員が四選出馬要請とそれに伴う応援を満場一致で決議いたしました。是非ともこの願望を成し遂げていただきたいものです。来夏には参院選もあります。加えて、首長選挙も行われます。先ず、矢板市を皮切りに、鹿沼市・小山市・野木町・塩谷町・そして宇都宮市の順番です。私達の社会的経済的地位の向上、更に業務拡大等に協力していただけるならば積極的に政策協定を結び応援をさせていただく所存です。よって、各位にも是非ともご協力をお願いいたします。

このようなことで慌しい一年になると思いますが、連盟向上のために精一杯頑張って行きますので、本年も変わらぬご支援をお願いして新年のご挨拶とさせていただきます。

年男年女のみなさん

行政書士は私の天職

宇都宮支部　住吉和夫

誕生年が申年なので、行政書士会入会の干支を調べてみたら、卯年でした。

何の関係もないが、開業から指折り数えたら、４１年になり、夢のような時間が過ぎました。

入会当時、始めたばかりで何もわかりませんがと依頼人に頭を下げていたら、いつの間にか人生の半分が行政書士として生きてきたことになります。

５０年前、時代が変わるので新しい職業を求めて不動産取引業を開業、当時、先輩行政書士の業績を見て感銘を受け、行政書士になりました。私の天職として４０年を過ごすことができました。

８４才を迎えて、今も午前中は事務所に出ています。有り難い事です。

迎　春

鹿沼支部　稲見昌子

昭和五十五年、行政書士会に入会、夫が税理士業のため、主に建設業関係の業務を三十六年、「光陰、矢の如し」を改めて実感。特にＩＴ革命後、機械重視の世の中となり、人の思考時間等が減少したように思われる。

どんなに便利で豊かな世界になっても、突然の天災や時々の人災等は、避けられそうもないので、常に知識を広め、我が身を進化させねばと思う今日この頃です。

「あせらず、あわてず、あきらめず」をモットーに、月に一日、幼友達とのゴルフと、四十年余り続いている読書会（女性十五名）で、ストレスを解消しながら、これからも、書士会や関係する多くの皆様への感謝を忘れず、日々、元気に過ごしたいと思っております。

油絵と発展力

宇都宮支部　荻原英美

「光と影」とを感知する能力が油絵の神髄である。油絵を描き始めて２年半。人類の風景に繊細に感じるようになる。主題と副題の選択、切り取り方が、鋭敏になった。問題解決力が増す。

画家モネの「日の出」は研ぎ澄まされた感覚で絵の世界に革命をもたらした。模写から想像力へ。孫が絵で金賞、そして開所以来小学校初めての市長賞を作文で受賞した。機械の能力を遙かに凌ぐ人間の発展力。一昨年１５件、昨年１２件の相続をやった。１４０億の大脳神経細胞に限界は無い。光と影のお陰。

光陰矢の如し･･･これって本当なんですよ　　宇都宮支部　岡井正樹

皆さん明けましておめでとうございます。

私は今年で５回目の年男になります。つまり今年還暦を迎えるということです。それは６０歳になってしまうということです。あー、ついに６０歳です。何か遠い先の話だと思っていたのですが、なんと現実に来てしまいました。今年はこの現実を受け入れなければなりません。私より年長の多くの先輩方はどのように受け止めてきたのでしょうか？今度教えて下さい。

昨年の暮れテレビで見たのですが、還暦を迎えると赤いちゃんちゃんこを着るのはなぜかという話をしていました。還暦とは人間の人生が一周して原点、つまり赤ちゃんに戻るという意味だそうです。それは、人生が一度終了して、また新たな人生が始まるということです。

本当かどうかわかりません。諸説ありそうな話ではありますが、なるほどなと思いました。それなら私も原点に戻り、新しい人生の設計図を考えてみたいと思います。赤いちゃんちゃんこは絶対着ませんが･･･。

しあわせ　　足利支部　清水昭夫

朝日新聞の歌壇に「もったねえ、もたせたのよと妻がいう金婚過ぎて早や３年」が選ばれていました。この短歌を見て妻と頷きあいました。私達は早や４年です。この間、年男・年女が７回ありました。思えば苦楽を共にした長くもあり短くもあった８４年です。共に幅広い趣味があり、特に海外旅行は３０回渡航先は２０か国になります。私達は、長期間大蔵省に勤務し、専ら国税事務に従事してまいりました。今と違い共働きしながら子育てをするという過酷な生活でした。これをそつなく果たした妻には今でも感謝しております。退職後は、資格を生かし、税理士・行政書士として６名の職員とともに事務所を運営しております。夫婦共に健康で仕事のできる幸せを噛みしめております。そして、次の年男になるまで健康で仕事を続けたいと念願しております。

The New Year Stands Before Us, Like A Chapter In A Book　宇都宮支部　古家光治

この湖は雰囲気が良くて、好きなスポットの一つである。　ここに来るとよく思い出すのが、Ray Bradbury の短編小説 The Lake。The wave shut me off from the world,　という出だしで始まり、I walked back up the beach to where a strange woman named Margaret was waiting for me, smiling....と終わる、ちょっと物悲しい小説。

最近は、パソコンに向かう時間が多く、活字を読む時間、読書がめっきり減ってしまった。仕事柄、活字を読む事は多そうだが、実はそうでもない。今年は意識して時間を取ろうかと思っている。

今年４８歳、年男。まだ若いつもりでいたが、いつの間にか４０代も後半。とは言え、まだまだ、これから。今年の干支は申。申のように活発に一年を過ごそうかと思う。新たな発見を期待して。

私の趣味　　那須支部　藤森俊子

私の趣味は、スキーです。「白銀の世界」に身をおいて、自然と雪山の美しさの中で夢中になれる時間です。

子育ても一段落した４０歳過ぎ頃から、基礎スキーに夢中になり憧れの指導の道に足を入れ、５４歳で準指導員を取得しました。いつも一緒に行く主人も指導者の一人です。

第7回 オープンマスターズ
スキー技術選手権大会
2009.3.8

「好きこそものの、上手なれ」と言いますが、少しずつ楽しみながら階段を登ってきたような気がします。最近は、孫と滑るのが楽しみです。更に仲間と滑るスキーも格別です。指導者としては、機会がある度に出かけ、いろいろな方々との出会いもあり、楽しみでもあります。そんな私も５回目の年女を迎えますが、これからもおおいにスキーを満喫したいと思い、健康と筋トレをして日々感謝の気持ちで過ごしていきたいと思っています。

２０１６年も、休日にはスキーを楽しんでいる事と思います。

先のなが～い話　　宇都宮支部　高橋江美

明けまして、おめでとうございます。私、入会してから丸１１年が経ちました。初めての年女投稿になります。この丸１１年は、行政書士会の旅行、懇親会、行政書士会内の任意団体等に参加し、たくさんの方々と出会うことができました。現在、平和に行政書士として継続できていること、皆々様との出会いがあったおかげだと、日々感謝しております。

そのような恵まれた中、経過年数とともに出会いが増え、経過年数とともに体の重みも増えてしまっていることに、３年経過したくらいから気付き始めました。現在も更新中です。困ったことに、誰も止めることができません。たぶん、止められるのは私しかいないのだと最近、これまた気付き始めました。「ダイエットして元に戻す！」と口ばかりなことを、数年前からちょこちょこ発し、「継続は力なり」を一瞬、頭で思うだけで終わってました。そこで、この度、私は、丸１１年で増えた体の重みを、次の年女の投稿をするまでに、元に戻す！と決意しました。次の年女投稿とは、１２年後の先のなが～い話ですが、この決意の行方を、暖かく見守っていただければ幸いです。今後とも、宜しくお願いします。

年男年女のみなさん

平成２７年度第３回理事会開催

１２月１３日（日）１３時より鬼怒川観光ホテルにて、平成２７年度第３回理事会が開催された。上程された議案は以下の通り。理事３５名中、出席者は３１名。

《議案》

議案第１号　平成２７年度事業推進状況について

総務部、財務経理部、広報部、制度推進部、業務部、業務部各グループ、申請取次管理委員会、暴力団等排除対策委員会、会館建設検討特別委員会、綱紀委員会の順に平成２７年度の事業推進状況が報告され、続いて監事により中間監査報告がなされた。業務部第４グループの外国人留学生に対する研修に関して、および総務部の相続業務その他金融機関対応に関して、並びに会館建設検討に関して質疑応答が行われた後、可決承認された。

議案第２号　平成２７年度補正予算について

本年度、補正の必要が生じた諸会議費、法定福利費、消耗品費、会館管理費について財務部より説明がなされた後、可決承認された。

議案第３号　栃木県行政書士会特定個人情報取扱規程の設置について

行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、および特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの施行に伴い、栃木県行政書士会において基本方針として特定個人情報取扱規程の設置について総務部より提案がなされ、可決承認された。

議案第４号　講師派遣に関する規則の改正および栃木県行政書士会講師料支払い規定の設置について

講師派遣に関する規則の改正に伴い、講師料の支払いについて、新たに講師料及び旅費の支払いについて、基本的な基準を定める旨の説明が総務部よりなされ、質疑応答がなされた後、過半数の反対により否決された。

議案第５号　栃木県行政書士会職員就業規則の改正について

議案第３号栃木県行政書士会特定個人情報取扱規程の制定に伴い、必要な規定を追加すること、および改正に伴い休日の表現を他の規定を統一することを目的とする改正について、総務部より説明がなされ、質疑応答の後、可決承認された。

議案第６号　栃木県行政書士会会館管理規則の改正について

会館管理規則に維持管理規定を明記し、会議室等の利用規定を明確にするとともに、利用料金を減額等して会員の利便向上に寄与することを目的とした改正について総務部より管理規則改正の提案がなされ、質疑応答の後、可決承認された。

議案第７号　栃木県行政書士会旅費規程の改正について

本規定より支払われる旅費が費用弁償であることを明確にし、表現の整合性をとると共に、遠距離の定額車賃の支給額を見直し、旅費の支給に係る事務を明確にするための改正について総務部および会長より説明がなされ、可決承認された。

議案第８号　議案第３号から第７号における字句の一部修正委任について

第４号を除き、第３号から第７号までの議案が可決承認されたため、各規程等の改正・制定に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を総務部に一任して頂く旨の説明がなされ、可決承認された。

議案第９号　固定資産の廃棄について

当会規程に基づき本会の文書を保存しているが、保存期間が永久である書類が増えていくのはもちろん、会員の増加に伴い保存期間が永久でない文書も増加していること、および不要な備品等が存在しているため、倉庫や収納場所が手狭になっているため、会の資産である備品等の処分および廃棄方法等について総務部に一任することについての説明がなされ、可決承認された。

議案第１０号　会費の免除返還申請について

２名の会員より会費の免除返還の申し出があったため、栃木県行政書士会会則第２１条、栃木県行政書士会会則施行規則第５条に則り、また当会員の所属支部長の意見書をもって当該機関についての会費を免除することについて、理事会の承認を求めるため上程され、総務部より説明がなされ、可決承認された。

《協議事項》

（１）平成２８年度事業について

事業計画を各部・委員会で策定し始める前に、担当の部・委員会だけでなく、本会全体の事業について意見交換や提案を行うことで各部が連携し、事業計画に取り入れることについて協議がなされた。

《支部長との意見交換会》

１０支部中７支部から支部長の出席があり、下記について各担当部署より説明がなされ、その後に質疑応答があり、本会と支部との連携協力について活発な意見交換がなされた。

（１）支部長会からの要望について
　① 市民公開講座について
　② 広報月間期間中の無料相談会開催について
　③ 事務所調査について
　④ 行政書士のＰＲについて
　⑤ 支部への補助金について
　⑥ 旅費規程の見直しについて
　⑦ 防災協定について
　⑧ 講師派遣に関する規則の見直しについて
　⑨ 暴力団等排除対策委員会規則について
（２）平成２８年度事業について
（３）「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に関連する事業の展開について
（４）会費滞納者への協力について

《報告事項》

（１）日本行政書士会連合会の近況報告
（２）平成２７年度関東地方協議会連絡会の報告
（３）平成２７年度行政書士試験実施結果の報告

（広報部　松本智美）

※最新の会則・規則につきましては、当会ホームページの「会員専用」ページにてご覧いただけます（平成２８年４月１日施行分を除く）。

風俗営業許可研修会開催

１２月２２日（火）１３時３０分より栃木県行政書士会館２階において、第一部に栃木県防犯協会地域安全対策係長・風俗環境浄化協会調査官の塚原茂氏を、第二部に栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐の沖田順一氏を講師にお迎えし、業務部第１グループ主催で風俗営業許可研修会が開催されました。

第一部は風俗営業許可申請の現地調査では何を調査しているのかについて詳細に話を聞くことができました。

風造営業の構造・設備については行政書士なら知っていて当然な部分もありますので、ここでは講師の方よりお願いされたことを紹介しておきます。

１．現場と申請内容が一致しているかどうかを確認しておいて欲しい・・・これは申請後に申請者が設備の配置換え等をしてしまっていることがよくあるからで、私も時々ビックリさせられます。

２．申請者も調査に立ち会ってもらいたい・・・これは１にもつながりますが、申請者が調査にいてくれた方が、申請書と現地の内容にズレがあった時に、実際どうするのかをその場で確認できるからですね。

３．申請書の図面において、客室部分は赤枠にするなど、客室以外の部分と明確に区分してほしい・・・風俗営業許可申請では客室には面積の基準があるので、その重要な部分を赤にすることで審査をスムーズにすることができます。そういえば先日申請したまあじゃん店の図面、客室を赤枠にするのを忘れました（汗）。

４．図面に方位を入れて欲しい・・・調査の際に、方位別に調査結果を書き込まなければいけない欄があるそうです。

風俗営業許可申請の依頼者は、一刻も早く許可が欲しい方ばかりですので、調査や書類の見やすさに協力することで円滑な審査に資するのも行政書士の役割なのかなと思いました。

第二部はダンスをめぐる風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律）の改正についてのお話でした。

まだ具体的な条例等が出来ているわけではないので、法律案の概要等の話になりました。

その中で、ダンスが風営法の規制から抜けた代わりにできた「特定遊興飲食店営業」についての説明がありました。

ダンスが規制から外れた代わりに私の大好きなマジックバーをはじめ、カラオケ、スポーツバーなど、様々なものが遊興として規制の対象になる可能性があることがわかりました。なお、単に遊興があるだけでなく、深夜営業＋お酒の提供＋遊興で初めて特定遊興飲食店営業としての規制を受けることになりますので、そういった事業の営業者にはどのような形態で営業をするのか、微妙な判断が迫られるのかなと思いました。

もちろん、接待や、深夜営業＋お酒にはこれまで通りの規制があります。

最後に、警察署への許認可申請に添付する住民票については、マイナンバーの記載は必要なく、むしろあっては困るので、マイナンバーの記載のない住民票を用意するか、誤ってマイナンバーの記載があった場合は油性ペン等で復元できない程度にマスキングするようにとの説明がありました。

また、第二部でも、風俗営業許可申請の現地調査において、再調査になってしまったケースの案内がありましたので、申請する側、審査する側、どちらにも喜ばれる業務を心掛ける必要があるなと改めて感じました。

貴重な講話、ありがとうございました。

（業務部第１グループ　柳　知明）

栃木県土砂条例研修会開催

１２月１５日（火）行政書士会館において、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（栃木県土砂条例）の研修会が行われました。講師は栃木県産業廃棄物対策室指導監視チームの大島英様にお願いしました。

まず、いわゆる土砂条例の概要について講義をいただきました。土砂条例は平成１１年４月１日に施行されましたが、その背景に不適正な土砂の埋立に伴い周辺住民との間に様々なトラブル（有害物質による地下水汚染、土砂の流出等）が生じたことがありました。そこで、県では正式な条例名称のとおり土壌の汚染及び災害の発生を防ぐために土砂埋立ての規制を図りました。他方、宇都宮市をはじめ８市町は県の土砂条例の適用が除外され、それぞれの条例で規制をしている状況にあります。埋立事業がどこで、どれくらいの規模で行われるかにより適用を受ける条例が異なるので実施に当たり、関係する県または市町の部署に確認して下さい（詳細は県ＨＰで）。

次に、土砂条例の手続の流れと留意事項の説明を受けました。３，０００㎡以上の埋立て事業は特定事業許可申請をしますが、特定事業区域に青道や赤道がある場合の措置について、市町に確認する点に留意すべきです。また、特定事業場と特定事業区域の区分を明確に理解すべきです。

農地転用や開発行為に関連し、申請地に埋立や盛土を伴う事業の場合に農業委員会や都市計画課の窓口で土砂条例担当課に事業内容を照会したか問われることがあるかと思います。いわゆる他法令の手続の一環として土砂条例による手続があることも想定され、今後も機会があれば本研修を開催したいと思います。

（業務第２グループ　河田　力）

自動車登録・車庫証明研修会開催

昨年１２月３日（木）午後１時３０分より、栃木県行政書士会館２階において業務第１グループ主催による「自動車登録・車庫証明研修会」が石井治夫グループ専門員の講師担当により開催された。

多くの会員にとっては、少なくとも自分の車や家族の車などで１度や２度は経験のあるたいへん身近な業務でありながら、見逃されがちだが、我々がよく受託する遺産分割協議書作成業務とも関係し、自動車は相続財産にもなるものなので、今回の研修では相続を原因とする所有権移転登録手続きについても説明がなされた。

相続による移転登録では、他の相続財産の場合と同じ遺産分割協議書による移転登録手続きと、相続時自動車の評価額が１００万円以下であることを査定証などで証明できる場合、「遺産分割協議成立申立書」による簡易な手続きで所有権移転登録ができる説明があり、自動車業務を経験していない者にとっては大変貴重な勉強となった。

自動車登録業務は、引っ越しによる住所の変更手続きや婚姻による氏名の変更手続き、単に譲渡による所有権の名義を変更するだけなどの一見簡単な業務であると思っていた会員も多いかもしれないが、実際は例えば相続時の共同相続人である親と未成年子供間の代理に関する利益相反や、会社名義の車をその会社の代表者個人の名義にする時などの利益相反行為に関する知識、会社の解散による清算手続時、清算結了後の財産処分手続きの知識、あるいは未成年者が所有者となる場合の親の同意についての知識など民法や会社法などの幅広い知識も必要とされる奥深い業務であることが理解できた。

（業務部第１グループ　福澤一夫）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、佐野支部の中村光男会員の事務所に伺いました。

事務所名称　行政書士中村光男事務所
所　在　地　佐野市犬伏新町１３０７番地７
登録年月日　平成２４年６月１日
※本人の希望により後ろ姿での掲載となっております。

Q.行政書士になったきっかけは何ですか？

A．大変お恥ずかしい話になりますが、私は高校大学時代に熱心に就職活動をしていたのですが、どの企業にも採用していただけなくて・・・。大学卒業後も毎日一番乗りで職安に通い職を探したのですが、履歴書を送っても面接すら受けさせてもらえず。職安の職員に呆れられ、窓口で怒鳴られる日が続き・・・。次に紹介する職場がダメだったらもうどこも紹介しないよ！と念を押され紹介された職場が佐野支部の上岡会員の事務所でした。

面接の際、上岡会員が『法学部を卒業しているんだから、司法書士事務所で働きなさい』と採用に消極的だったのですが、縁あって補助者として働けるようになったのです。

社会人としてのスタートを補助者として働けた事が行政書士になった一番のきっかけです。

Q．仕事をするうえで心掛けている事はありますか？

A．私にはこれが主たる業務ですと胸を張って言える業務は一つも無いのですが・・・。手続きがスムーズに行かなかったり、不許可になったり。今年度の特定行政書士の考査も不合格でしたし。でもそんな私を不思議と好んで依頼される方もいらっしゃるんですよ。

私は開業してからずっと『仕事ができる』ではなく、『また会ってお話ししたい』と思っていただけるように心掛けながら接しています。まず私の事を先生ではなく、みつおと下の名前で気軽に呼んでねとお願いし、面談中にも専門用語は極力使わない事、スーツ姿だと緊張して話したい事を話せなくなる方もいらっしゃるので、私らしさが発揮できる作業服姿で対応するようにしております。

私自身がちゃんと印象に残り、困った時はとりあえずみつおに聞いちゃおうと言うレベルに達するまでは、まだ時間がかかりそうですけどね。

Q．趣味はありますか？

A．私をよく知る方はご存知かと思いますが、私は美魔女ハンターです！美魔女とお知り合いになりたいなぁという一心から、美に目覚めちゃいました！

地元の方から出荷できなかったキズモノ新鮮野菜を安価または無償で譲っていただき、栄養満点な料理を作って食べたり、夕食後にランニングをして汗をかいて、健康的に美しくなれるよう楽しんでおります。

また最近は、エステにも通いお肌の調子を整えたりもしているんですよぉ。これからもどんどん美を追求して、外見・内面とも美しさを磨いていきますわ～☆

Q．最後に何かありましたら。

A．またまたお恥ずかしい話になりますが、私は行政書士試験を２３歳から３２歳の時まで、１０年連続１０回受けてようやく合格することができました。合格したときの点数は、合格最低ラインの１８０点なんです。あまりにあきらめが悪くしつこかったので、行政書士の神様も根負けをして合格させてもらえたのかなと思いますよ。

ただ、なぜか合格というううれしい報告をしたにも関わらず反応が薄かったんですよね。うれしい報告だというから結婚報告だと思ったよ、と言われちゃって。みんな私の結婚を心待ちにしているのですねぇ。よ～し、絶対にステキな美魔女と結婚をしてみんなを驚かせてやるぞ～（^0^）

公私ともにエネルギッシュな中村会員。ご協力ありがとうございました。（支局長　川田有美）

支局かわら版

真岡鐵道「ＳＬキューロク館」

芳賀支部

真岡鐵道「ＳＬキューロク館」をご紹介します。

ＳＬキューロク館は、真岡駅東口に平成２５年４月にオープンしました。館内には大正時代を代表する９６００形ＳＬ蒸気機関車（愛称：キューロク）やスハフ４４形客車が展示されています。土、日、祝日には、１日３回「圧縮空気」で自走するキューロクを見ることができます。屋外にはキハ２０形ディーゼル動車（製造初年　昭和３３年)、ヨ８０００形車掌車(製造初年　昭和４９年)が展示されています。

Ｄ５１－１４６移設式典
右のＳＬキューロク館に９６００形、左奥にＤ５１

平成２７年１１月にＤ５１－１４６号（通称「Ｄ５１」）を静岡市から譲り受け、第６回ＳＬフェスタでお披露目となりました。Ｄ５１は日本の蒸気機関車の代名詞とされるＳＬです。主に貨物輸送に用いるため､戦時中大量に製造されました。

今回、静岡市から譲り受けたＤ５１―１４６号は、１４６番目に製造されたＤ５１です。昭和１３年１１月に日本車両名古屋工場で製造され、昭和５０年１２月に引退するまでの３７年間、北海道南、道央の長万部、室蘭、函館、岩見沢など、主要な路線で活躍しました。その後、静岡市民の「Ｄ５１誘致運動」により、昭和５１年２月に静岡市へやってきました。その後、静岡市内の公園などで展示されていたものです。

Ｄ５１－１４６号

おとなりの真岡駅情報センター４階には、マルチ体験ゾーンや鉄道展示コーナー、ＳＬギャラリー、展望デッキからは真岡の街並みや筑波山、前方には久下田・下館方面にのびる真岡線のレールを眺めることができます。

ＳＬギャラリーのNゲージやミニＳＬ

ＳＬキューロク館
入 館 料：無料
開館時間：午前１０時～午後６時
休 館 日：火曜　＊祝日の場合は翌日
　　年末年始（１2/２９～1/3）
駐 車 場：１５０台
所　　在：真岡市台町２４７４番地６
Ｔ Ｅ Ｌ：０２８５－８３－９６００

（支局長　大塚一芳）

支 局 情 報

【宇都宮】

弁護士による「相続基礎研修会」

１２月１１日（金）栃木県行政書士会館において弁護士による相続研修会が開催されました。

講師には、とちぎ総合法律事務所の小倉崇徳先生をお招きし、２０名の会員が受講いたしました。

研修の内容は、遺言の有効性（公正証書でも無効になる場合）、遺言執行者、特別受益、寄与分の計算について、判例や実務経験を交えながらご講義いただきました。

最後には弁護士と行政書士との関係性についてお話をいただき、実務に精通した小倉先生ならではの大変貴重な研修会となりました。

（支局長　羽石真弓）

【那　須】

ボウリング大会を行いました。

１２月１０日（木）、今年も那須支部恒例のボウリング大会を開催しました。会場は那須塩原市、黒磯ボウル。今回は二人一組として、２ゲームの合計点数を競うかたちでの開催としたことで、各組の差が均衡する白熱したゲームとなりました。

終了後、成績発表と懇親会も兼ねての食事会を行い、順位ごとに賞品を頂きました。他にもあみだくじ形式での景品の抽選など、とても楽しい時間を過ごすことができました。こういった行事があると、普段お話する機会の少ない方とも時間をつくることができ、とてもいいと感じました。今後とも継続していきたいと思います。写真は表彰を行っているところです。

（支局長　熊田慎一）

【鹿　沼】

鹿沼支部無料相談会開催

１２月１１日（金）午後１時～午後４時にかけて、鹿沼市商工会議所１階相談室において、無料相談会を開催しました。鹿沼支部からは会員が２名出席となりました。この日の相談者は１名がお見えになりました。

相談内容は相続についての相談でありましたが、質問がより具体的であり、遺言から分割協議まで多岐にわたりました。近年、相続に関する感心が大変高まっていることを反映してか、相談者からの質問も「より専門的に」「より高度に」なっていると感じました。

これからも行政書士の認知度向上のためにも定期的に無料相談会等を企画し、多くの方々に行政書士の認知度向上を図るとともに、皆様の悩みや心配事を、できるだけ解決していきたいと思います。

（支局長　小太刀庸恭）

明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、健康で幸多き一年になることを祈念いたします。

新年最初の木もれびですが、新年とも申年とも関係ない話題です。

さて、皆様は「道の駅」をよく利用しますか。

私はトイレ休憩が多いですが、たまには食事をしたり直売所で野菜を買ったりします。

この「道の駅」、全国では１０７９カ所、栃木県内には２３カ所あります。

「道の駅」を単なる休憩所で終わらせることなく、現在では地方創生の中心拠点と捉え、防災の拠点や観光の拠点とする取り組みが始まっております。

先日、国土交通省から「全国モデル道の駅」、「重点道の駅」が選定され、めでたく県内から、「全国モデル道の駅」として「もてぎ」、「重点道の駅」として「那須高原友愛の森」が選定されました。

私も「那須高原友愛の森」に先日行って参りました。石舞台や民芸品売り場など、個性あふれるお店などがたくさんありました。もう一つの楽しみといえば、これです！

「なすとらん」というレストランでの一日限定１５食、那須の内弁当です。一度に多くの種類のおいしいものが食べられます。私はお腹が弱いので牛乳の扱いに困りましたが、結局飲んでしまいました。その後は・・・。

他にも、今年になってから「道の駅日光　日光街道ニコニコ本陣」も仲間入り致しました。

ここは国道１１９号沿い、日光の入り口でわかりやすいのですが、駐車場が少ない！（現在は少し改善しているかもしれません）。ここの目玉は、テレビ・新聞で報道の通り、隣に「船村徹記念館」があります。余談ですが、私の出身小学校の校歌も船村先生の作曲です。

他にも土・日はいつも車がいっぱいの「道の駅しもつけ」。

ここは、新４号線沿いで県南方面に行くときにトイレ休憩でよく寄ります。たまに、野菜とパンを買います。パンはたくさん種類があって、とてもおいしいです。

以上、独断と偏見で書かせていただきました。「うちの近くの道の駅がとりあげられていない！」と思っている会員の皆様ゴメンナサイ。

皆様も是非「道の駅」に立ち寄って頂き、その「道の駅」ならではの、おいしいもの・おもしろいものを見つけてください。

（塩那支局長　岡村浩雅）

栃木県行政書士会カレンダー（２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	月	顧問契約をめざす　中小企業支援研修　第４回	13:30~15:30	業務第３グループ
2	火	「契約研修」講師打合せ	13:30~	
3	水	ＣＡＤ研修会	13:30~15:30	業務第２グループ
		会計精査	13:30~	財務経理部
4	木	支部長会	11:00~	
		暴力団等排除対策委員会	13:30~	暴力団等排除対策委員会
		支部長への連絡会	14:00~	
		旅行準備	14:00~	総務部
		グループ会議	13:30~	業務第１グループ
5	金	制度推進部部会	13:30~	制度推進部
6	土	福利厚生旅行（群馬・長野）【草津温泉泊】		総務部
7	日			
8	月	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		編集会議	13:30~	広報部
		グループ会議	15:30~	業務第３グループ
15	月	総務部会	13:30~	総務部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
16	火	著作権研修会（ＤＶＤ研修）	9:00~17:30	業務第３グループ
17	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
18	木	倫理研修規則に基づく「倫理研修会」	13:30~16:50	総務部
21	日	市民公開講座（小山）	13:00~	
		市民公開講座（高根沢）	13:30~	
23	火	渉外戸籍研修会	14:00~	業務第４グループ
24	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ 館」相談室）※要事前予約（先着４名 予約先：行政書士 会小山支部 田村晋也 0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
25	木	グループリーダー会議	13:30~	業務部
		業務部会	15:00~	業務部
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館 会議室２） ※要事前予約（先着４名 予約先：行政書士会小山支部 生田目安夫 0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
26	金	文書学事課との連絡会	10:00~	総務部
		シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第１回）	13:30~16:40	業務第５グループ
27	土	市民公開講座（宇都宮）	13:30~	

28	日	市民公開講座（那須塩原）	14:00~	
		市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
872	H27.12.3	政府広報「マイナンバー制度周知リーフレット」の送付について
874	H27.12.3	「高度人材ポイント制」の利活用推進について（お願い）
883	H27.12.7	平成 27 年 12 月分会費納入について（お願い）
893	H27.12.7	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う申請書軽第 4 号様式の 3 の改正について
896	H27.12.7	平成 27 年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について
事務連絡	H27.12.7	舗装の切断作業時に発生する排水の処理についての周知に係る追加連絡
917	H27.12.11	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政書士法の一部改正について
事務連絡	H27.12.15	「成年後見制度シンポジウム」チラシの配送について
929	H27.12.15	平成 28 年新年賀詞交歓会の開催形態及び名称の変更について（お知らせ）
958	H27.12.21	知的資産経営ＷＥＥＫ２０１５「第１回日本行政書士会連合会知的資産経営コンテスト」の開催について
959	H27.12.21	知的資産経営ＷＥＥＫ２０１５「第１回日本行政書士会連合会知的資産経営コンテスト」へのご応募について
970	H27.12.25	行政書士法人の社員が特定行政書士となった際の留意点に関する会員周知等について(お願い)
983	H27.12.25	会費滞納会員に係る都道府県知事への措置要求に関する単位会会則規定の有無について(回答結果報告)
974	H27.12.28	政府広報「マイナンバー関連高齢者詐欺注意喚起チラシ」の送付について
990	H27.12.28	特定個人情報保護規則（準則）に基づく「特定個人情報開示等請求書」（ひな形）及び「業務委託契約覚書」（ひな形）について
1000	H27.12.28	農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員の選出方法の変更に係る行政書士の農業委員への登用について
1002	H27.12.28	事務所名称に「特定行政書士」を用いることの可否について

２０１６年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、２０１６年版「行政書士手帳」の販売をしております。
２０１７年３月までの予定表入りですので、まだまだご活用頂けます。
１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
２．価　　格　９００円
３．販売方法　事務局に来局頂ければその場で販売致します。
郵送ご希望であればお電話でお申し付け下さい（別途送料７０円）。
（事務局電話番号：０２８－６３５－１４１１）
※売り切れの時はご容赦下さい。

ＴＩＡ平成２７年度第２回相談員・通訳協力者研修会の開催について
～業務部第４グループより～

標記の件について、ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）より周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

知的資産経営ＷＥＥＫ２０１５「第１回日本行政書士会連合会知的資産経営コンテスト」の開催及び同コンテストへの応募について　～日行連より～

日行連より知的資産経営ＷＥＥＫ２０１５「第１回日本行政書士会連合会知的資産経営コンテスト」の開催及び同コンテストへの応募周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

東京入国管理局におけるマイナンバーの取扱いについて
～東京入国管理局長より～

標記の件について、東京入管より日本行政書士会連合会関東地方協議会経由で案内がありました。
出入国管理の分野はマイナンバー利用が可能な行政手続の対象外とされており、入国管理局においてマイナンバーが記載された書類を収集及び保管することができません。このため、入国管理局での手続において、本人確認書類としてマイナンバーの通知カードを使用することはできません。また、マイナンバーが記載されている書類は、原則として、申請書類として取扱いすることはできません。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政書士法の一部改正について　～日行連より～

平成２６年６月１３日に行政不服審査法関連三法（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第６９号。以下「整備法」という。）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成２６年法律第７０号））が公布されました。このうち、整備法において行政書士法の一部改正がありましたが、同法の施行期日については行政不服審査法の施行の日とされ、その行政不服審査法の施行期日も公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたため具体的な施行期日が定まっておりませんでした。
今般、平成２７年１１月２６日に行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成２７年政令第３９０号）が公布され、行政不服審査法及び整備法の施行日が平成２８年４月１日に定まったことに伴い、行政書士法の一部改正（新旧対照表参照）についても同日に施行されることとなりましたのでお知らせいたします。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

「自動車重量税還付申請書　軽第４号様式の３」改正について（差替え依頼）　～日行連より～

標記の件について、日行連より経由で差替え依頼がありました
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２７年度第３回幹事会開催

１２月１３日（日）鬼怒川観光ホテルにて、平成２７年度第３回幹事会が開催された。幹事３５名中出席者は２９名。

青木勇夫栃木県行政書士政治連盟会長のあいさつの後、栃木県行政書士議員連盟の諏訪利夫元宇都宮市議会議長、土方美代小山市議会議員、岡村浩雅さくら市議会議員、宮澤昭夫元矢板市議会議員、山ノ井一男元西方町議会議員による来賓のあいさつの後、日本行政書士政治連盟手塚理恵幹事により連盟の近況が報告された。上程された議案は次の通り。

《議案》

議案第１号　平成２７年度運動推進状況について

手塚幹事長より報告があり、会計監事による中間監査報告がなされた後、質疑応答の上、可決承認された。

議案第２号　平成２７年度収支補正予算の承認について

会計責任者より、年度により会費収入で賄える年と賄えず繰越金に頼る年もあるが、年間予算に近い金額が繰り越されることは多いと判断し、およそ半分にあたる１５０万円を予備費から組織対策積立金として特定預金支出にする補正を行いたいという旨の説明がなされ、質疑応答の上、可決承認された。

（広報部　松本智美）

行政書士佐野自動車登録代行センター 第１６期定期総会開催

１２月５日（土）午後４時から古都佐野老舗旅館『旭館』（佐野市）にて、第１６期定期総会が開催されました（会員数１７名、出席者１６名委任状出席６名）。

本年は、役員改選がありとても重要な審議でしたが全会員の協力のもと滞りなく議案審議され、可決承認されました。改選された役員は以下の通りです。

・センター長	河田　　力
・副センター長	齋藤　　裕
・相談役	石井　治夫
・理事	寺内　郁夫
・理事	片柳　秀明
・会計	福澤　一夫
・監事	木村　　昇
・監事	田村　晋也

総会終了後、午後５時３０分より懇親会が行われ、栃木県行政書士会横山　眞会長、自動車車庫証明申請センター宮嶋幸雄会長、栃木県自動車整備商工組合佐野代書センター所長代理久間田欣和様を来賓にお迎えして、盛大に開催されました。佐野自動車登録代行センターも設立して１６年が経過しました。これまでの実績と信頼で更なる飛躍ができるよう、河田センター長を筆頭に各会員努力を重ねていきたいと思います。

（佐野自動車登録代行センター理事　片柳秀明）

研修詳細

ＣＡＤ研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時
　平成２８年２月３日（水）１３：３０～１５：３０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　Jw_cad の基本操作と座標値を Jw_cad の画面に展開する方法を学びます。
○対 象 者
　会員、補助者
○講　　師
　行政書士　稲葉昌俊
○受 講 料
　５００円
○当日必要なもの
　下記のソフト２種をインストールしたパソコンをご持参下さい。
　ご自身でインストールができない場合は、業務第２Ｇがインストール作業をお手伝いしますので、１３時にお越し下さい。
　(1)Jw_cad (Version7.11)
　　Windows 上で動作する２次元汎用ＣＡＤです。
　　http://www.jwcad.net/download.htm
　　※最新版の Version 8.00d はダウンロードしないようご注意下さい。
　(2)XYZtoJww for Jw_win (Version2.10)
　　座標データを Jww データにコンバートする支援ソフトです。
　　http://www.e-tripod.net/htm-dir/soft.html
○締め切り
　２月１日（月）

研修詳細

渉外戸籍研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時
　平成２８年２月２３日（火）１４：００～（※開始時刻が通常と異なります）
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　渉外戸籍「婚姻」について
○対 象 者
　会員（補助者の方は受講出来ません）
○講　　師
　宇都宮市市民まちづくり部市民課戸籍グループ
○受 講 料
　無　　料
○締め切り
　２月１７日（水）

研修詳細　著作権研修会（ＤＶＤ研修）

業務部　第３グループ主催

研修を受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。
従って、以前に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。

○開催日時
平成２８年２月１６日（火）　９：３０～１７：３０

○開催場所
栃木県行政書士会館２階

○研修科目等

時　間　割		研　修　科　目
１時限目	９：３０～１１：００	著作権法概論①
２時限目	１１：１０～１２：４０	著作権法概論②
３時限目	１３：３０～１５：００	著作権法概論③
４時限目	１５：１０～１６：４０	著作権登録及びプログラム登録について
５時限目	１６：５０～１７：３０	効果測定

○対 象 者　　会員（補助者の方は受講出来ません）
○受 講 料　　５００円
○テキスト代　１，５００円
○締め切り　　２月９日（火）

※　全課程出席者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。

研修詳細　顧問契約をめざす　中小企業支援研修　第５回

業務部　第３グループ主催

○開催日時
平成２８年３月２日（水）１３：３０～１６：３０

○開催場所
栃木県行政書士会館２階

○研修内容
顧問契約を目指す中小企業支援研修会全５回シリーズの最終回である第５回目です。今回は２本立てになります。１つ目の研修テーマは「中小企業のM&Aについて」。足利銀行ビジネスソリューション営業部ご担当者よりご講義頂きます。２つ目は「事業引継支援センターと行政書士との連携について」とし、栃木県事業引継ぎ支援センターご担当者よりご講義頂きます。

○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません）

○講　　師
足利銀行ビジネスソリューション営業部　担当者
栃木県事業引継ぎ支援センター　担当者

○受 講 料　無料（会報１２月号同封チラシには５００円とありましたが、無料になります。）
○締め切り　２月２４日（水）

研修詳細

倫理研修規則に基づく「倫理研修会」

総務部主催

平成２５年に設置された倫理研修規則に基づく「倫理研修会」を下記の要領で開催します。

会員は“倫理研修を受講するよう努めなければならない。また、初回受講後は５年毎に研修を受講するよう努めなければならない。”と規則で規定されておりますので、昨年度までに開催した倫理研修を受講されていない会員は、今回の研修に参加されるようお願い致します。

また、“新規登録会員は、その登録の日の属する年度の研修を受講するように努めなければならない。”という規定もありますので、今年度登録された方もお申込みをお願い致します。

○開催日時　平成２８年２月１８日（木）午後１３：３０～１６：５０（受付１３：００～）
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません）
○講師・内容

講　　師	内　　容	時　　間
岡井正樹　行政書士	コンプライアンスについて	１３：３０～１４：３０
金敷　裕　行政書士	職務上請求書について	１４：４０～１５：４０
青木裕一　行政書士	業際について	１５：５０～１６：５０

○受 講 料　無料
○締め切り　２月１５日（月）
※ 全講義受講された方のみ、受講したと認めます。

研修詳細

シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第１回）

業務部　第５グループ主催

契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」を開催します。

第１回は契約の基礎「契約って何？」です。知っているようで知らなかった契約に関する民法の総論を第１回から３回に分けて学びます。

○開催日時　平成２８年２月２６日（金）１３：３０～１６：４０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」
　　第１回「契約って何？」
○対 象 者　会員、補助者
○講　　師　行政書士　金田修治
○受 講 料　５００円（毎回５００円かかります）
○テキスト　５００円（複数回受講する方でも１度の購入でＯＫです）
○締め切り　２月２３日（火）
○そ の 他
　受講者は六法を用意してください。（スマホやタブレットでの閲覧でも可）

※全１０回ですが、すべて受講せず興味のある内容の回だけ受講されても構いません。
※受講の申込みは、その回ごとにお願いします。
※全１０回のカリキュラムは会報（平成２７年１２月号、１７ページ）をご参照ください。

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時
　平成２８年２月１７日（水）１３：３０～
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
　基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません）
○受 講 料　無料

申込は不要です。
お気軽にご参加ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
2/3	ＣＡＤ研修会	500 円	２／１			—	—
2/16	著作権研修会（ＤＶＤ研修）	500 円	２／９			(1,500 円)	
2/18	倫理研修規則に基づく「倫理研修会」	無料	２／１５			—	—
2/23	渉外戸籍研修会	無料	２／１７			—	—
2/26	シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第１回）	500 円	２／２３			(500 円)	—
3/2	顧問契約をめざす　中小企業支援研修　第５回	無料	２／２４			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

財務経理部からのお知らせ

１月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については１月末日までに１月～３月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

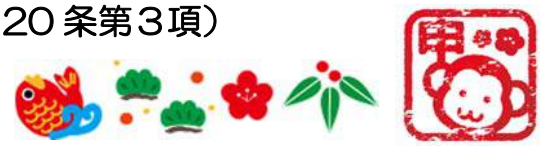

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → 1 月 27 日（水）

上記以外の方 → 1 月 25 日（月）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第４期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	→	４月末日
第２期分（７月～９月）	→	７月末日
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
●第４期分（１月～３月）	**→**	**１月末日**

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１２月）	１名
更新申出（１２月）	１名
退会による減少（１２月）	１名
申請取次行政書士（１２月末現在）	１０３名

※新規の手続きは予約制です。更新の書類締切は毎月１５日です。
詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

〈広告〉

分析申請は地元の分析機関へ

【経営状況分析】 分析手数料 13,000 円（税込）

◎資料が揃っていれば、即日審査も可能！お急ぎの場合はご相談ください。
◎「親切」・「正確」・「スピーディー」がモットーの分析機関！
◎経審制度の解説や評点アップセミナーも開催！

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第８号）
（株）ネットコア　経営状況分析センター
〒320-0857 宇都宮市鶴田 2-5-24 クレインズ 21 1F-A
Tel：028-649-0111　Fax：028-649-0303

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 27 年 12 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 末永　出	H27.12.1	320-0075	TMC 宇都宮法務行政書士事務所 宇都宮市宝木本町 1140-200 TMC ビル 2 階	028-666-3005	

【退　会】茂木信一郎会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
那　須	小沼　忠男	H27.12.31	廃　業	塩　那	石塚　　直	H27.12.15	廃　業
日　光	角田　朋義	H27.12.29	廃　業	宇都宮	阿久津真咲	H27.12.29	廃　業
宇都宮	恒松　　功	H27.12.28	廃　業	佐　野	茂木信一郎	H27.12.23	死　亡
栃　木	岡　　克一	H27.12.28	廃　業				

【変　更】*市町村合併に伴う変更

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	福島　健寿	事務所名 所 在 地 電話番号	宇都宮中央行政書士事務所 宇都宮市昭和 1-7-9 宇都宮中央ビル 080-6656-6590
宇都宮	小島　久男	事務所名/電話番号	行政書士事務所東夷屋 / 028-612-8414
栃　木	唐木田有作	*所 在 地	栃木市岩舟町下津原 322
佐　野	荻野　友義	電話番号	080-5976-9845

制度推進部より お知らせ

平成 28 年 2 月はシートベルト・チャイルドシート着用強化月間です。会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

広報部より

今年は暖冬ということで、ブルブル震える寒さを感じることはあまりありません。

個人的には過ごしやすくていいのですが、温暖化の影響なのでしょうか。

夏の暑さをもう怖がっています。

（広報部　齋藤丈威）

行政書士とちぎ１月号 №469

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2016.1
平成28年1月15日発行　第469号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

マスコットキャラクター
アドちゃん

平成28年

市民公開講座
開催のお知らせ

相続・遺言・成年後見について

終活に役立つ知識や
身近な問題について、
行政書士がやさしく丁寧に
解説します。

入場無料　予約不要

開催日	会場	所在地	開始時刻
2／20(土)	足利市民プラザ 本館 1階 101号室	足利市朝倉町264	午後1時30分
2／21(日)	元気あっぷむら 多目的ホール	高根沢町上柏崎588−1	午後1時30分
2／21(日)	小山城南市民交流センター ゆめまち 多目的ホール	小山市東城南4−1−12	午後1時00分
2／27(土)	宇都宮市総合コミュニティセンター 大集会室	宇都宮市明保野町7−1	午後1時30分
2／28(日)	いきいきふれあいセンター 3階 大会議室	那須塩原市桜町1−5	午後2時00分

無料相談会も実施します。
ぜひご来場ください。

主催：栃木県行政書士会　TEL:028-635-1411
後援：宇都宮市　小山市　那須塩原市　高根沢町

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可
行政書士相談センター　028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）